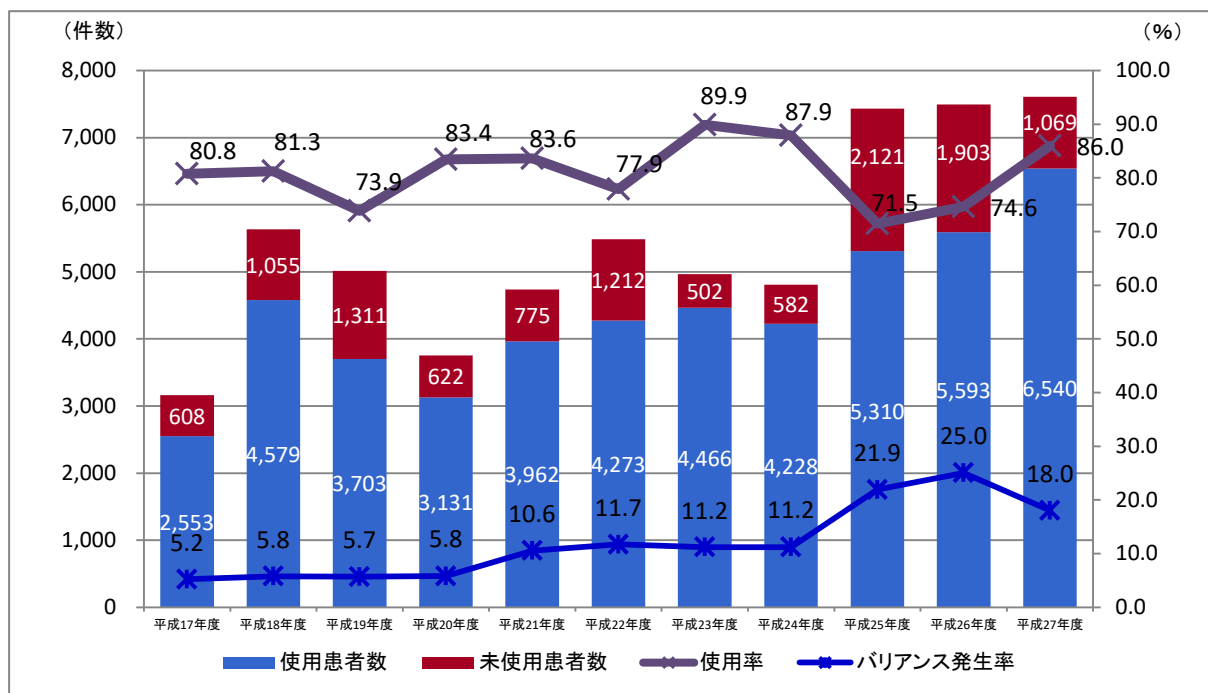


1. クリニカルパス使用実績



クリニカルパスは医療の質の保障と効率化を同時に進める有効な手段として、また根拠に基づいた医療提供の観点からも、適応となる患者には積極的に使用される必要がある。

平成 25 年度よりクリニカルパス委員会が診療情報システム実務委員会に位置づけられ、電子カルテによるクリニカルパスが導入された。平成 26 年度に電子カルテクリニカルパスを導入した診療科は、循環器内科・腎臓内科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・産婦人科・消化管内科・産婦人科・眼科であった。平成 27 年度は、心臓血管外科・呼吸器外科・呼吸器内科・肝胆膵内科・整形外科・形成外科・精神科・統合外科（上部）・血液内科の 8 診療科が電子カルテクリニカルパスへ移行され、平成 27 年度クリニカルパス使用率は 86.0%であった。看護部でも新たに連絡会を立ち上げ、看護の質向上を目的としてクリニカルパスの活用を推進している。対象患者の増加に相まって使用率の増加およびバリエーション発生率の減少を認めることから、クリニカルパスの内容や活用に対する全体的な見直しと、各診療科の医師・看護師等の多職種によるバリエーション分析を喫緊の課題とし、有効なクリニカルパスの使用に取り組んでいきたい。

データ提供 看護部